

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 12日

奈良県知事 殿

提出者

住 所 大阪市北区西天満1-2-5

氏 名 大林道路株式会社 大阪支店

常務執行役員支店長 松井耕二

電話番号 06-6360-7110

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大林道路株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪市北区西天満1-2-5
計画期間	令和 7年 4月 1日 ~ 令和 8年 3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 9,466,124千円
③ 従業員数	176名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>道路建設工事 • がれき類（アスファルト・コンクリート塊） →自社及び再生処理業者に委託し、再生碎石・再生路盤材等として再資源化</p> <p>• 建設混合廃棄物 →中間処理業者に委託し、選別破碎後再資源化 (再生利用できない物は、最終処分場に埋立)</p>

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
産業廃棄物の種類	がれき類
排出量	3,002.54 t
(これまでに実施した取組)	
設計・計画以上の産業廃棄物の発生を極力抑制する。	
【目標】	
産業廃棄物の種類	がれき類
排出量	3,000 t
(今後実施する予定の取組)	
現状維持	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊）、木くずは分別するとともに、他の廃棄物に混入しないよう確実に分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状維持

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
産業廃棄物の種類			
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	t
①現状 (これまでに実施した取組)			
特に実施なし			
【目標】			
産業廃棄物の種類			
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)			
現状維持			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】			
産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	t
①現状 (これまでに実施した取組)			
特に実施なし			
【目標】			
産業廃棄物の種類			
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t	t
②計画 (今後実施する予定の取組)			
現状維持			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
	t t
(これまでに実施した取組)	
特に実施なし	
【目標】	
②計画	産業廃棄物の種類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
	t t
(今後実施する予定の取組)	
実施予定なし	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類
	がれき類
	全処理委託量
	3,002.54 t t
	優良認定処理業者への処理委託量
	t t
	再生利用業者への処理委託量
	3,002.54 t t
	認定熱回収業者への処理委託量
	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
	t t
(これまでに実施した取組)	
可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。	

		【目標】			
②計画		産業廃棄物の種類	がれき類		
		全処理委託量	3,000 t	t	
		優良認定処理業者への処理委託量	t	t	
		再生利用業者への処理委託量	3,000 t	t	
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	
		(今後実施する予定の取組)			
		現状維持			
※事務処理欄					

廃棄物処理に関する管理体制

役割	地方安全衛生統括責任者	建設副産物責任者 ○方針の制定
	地方安全衛生委員会	○方針等の協議
	支店安全・品質環境部長	建設副産物管理責任者 ○方針の周知 ○各部・課の指導
	支店安全・品質環境部	○実施状況の確認・指導
	工事部	○職員・協力会社の教育・指導・支援・育成
	営業所所長	建設副産物管理者 ○事務所方針の決定・周知 ○再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書及び産業廃棄物処理計画書の作成 ○処理業者を選定し委託契約書の作成 ○関係各部署との事前協議等の手続き ○産業廃棄物管理票の交付及び管理 ○建設副産物処理に関し、協力会社の監督・指導 ○廃棄物の処理状況の確認 ○産業廃棄物処理実績の記録及び工事部への報告

廃棄物管理組織図

